

「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告」の概要

重要経済安保情報保護活用法第19条及び運用基準第6章第4節3の規定により、政府は、毎年、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について、国会に報告するとともに、公表することとされている。本報告の対象期間は、法施行後の令和7年5月16日から同年12月31日までの間である。その概要は下記のとおりである。

記

1 令和7年の状況

(1) 重要経済安保情報の指定

令和7年中、9機関で20件¹の指定が行われた。行政機関別の内訳は、別表1のとおりである。

(2) 指定の有効期間の延長及び解除

令和7年中、指定の有効期間を延長したものはなく、指定を解除したものは1件であった。

(3) 重要経済安保情報が記録された行政文書の保有状況

令和7年末時点、重要経済安保情報が記録された行政文書が8機関で計43件保有されている。

(4) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄

令和7年中、国立公文書館等への移管件数は0件、重要経済安保情報行政文書ファイル等の廃棄件数は0件であった。

(5) 違反行為に関する通報の状況

令和7年中に通報窓口寄せられた通報件数は0件であった。

(6) 適性評価

令和7年中の実施件数は2機関・18件（適合事業者の従業者は0件）であった。行政機関別の内訳は、別表2のとおりである。このうち、重要経済安保情報を漏らすおそれがないとは認められなかったものはなかった。また、適性評価調査を

¹ 総務大臣が指定した1件について、令和7年中に指定の解除があったため、令和7年末時点における重要経済安保情報の指定は、9機関で19件である。

内閣総理大臣に求めた行政機関は11機関、件数は全体で217件であった。このほか、評価対象者が適性評価の実施に同意をしなかった件数は3件、同意が取り下げられた件数は2件であった。なお、重要経済安保情報保護活用法附則第2条による適性評価が得られていなくても行政機関の長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができる期間は、令和8年5月14日までとされた。

(7) 適合事業者の認定

令和7年中の適合事業者の認定件数は0件であった。

2 制度の適正な運用の確保

(1) 内閣府独立公文書管理監への対応

内閣府独立公文書管理監から行政機関に対して、重要経済安保情報の表示等に関する1件の是正の求めがなされ、これを受けて当該行政機関において、必要な是正措置を講ずるとともに、内閣府から各行政機関に通知を発出して周知徹底を図った。

(2) 情報監視審査会への対応

令和7年中の重要経済安保情報の運用状況について、先行的試行的措置として、衆議院及び参議院の情報監視審査会から説明を求められたため、内閣府から両院の情報監視審査会に説明を行い、関係行政機関も衆議院の情報監視審査会に説明を行った。

(3) 内閣府独立公文書管理監からの意見

重要経済安保情報及び特定秘密の表示等に関する意見が提出された。

(4) 有識者からの意見

制度の運用一般について、適性評価の同意の取下げ、不適切事例への対応、適合事業者認定の水準、適合事業者における重要経済安保情報の取扱い、情報の適正な管理と取扱いルールの周知徹底、重要経済安保情報の活用などに関する意見が示された。

別表 1 : 令和 7 年中の行政機関別の重要経済安保情報の指定件数

行政機関	指定件数
国家安全保障会議	1
内閣官房	1
内閣府	3
警察庁	3
総務省	2
公安調査庁	1
外務省	5
財務省	2
経済産業省	2
合計	20

別表 2 : 令和 7 年中の行政機関別の適性評価の実施件数

行政機関	件数	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣府	17	17	0
国土交通省	1	1	0
合計	18	18	0